

法曹の養成に関するフォーラム運営要領

平成23年5月13日

平成23年6月13日改正

- 1 会議は、座長が招集する。
- 2 座長は、議事を整理する。
- 3 座長は、有識者の中から、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 関係政務、関係機関及びオブザーバーが会議に出席することができない場合は、代理の出席を可とする。
- 5 会議は、報道機関に公開する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。
- 6 会議資料及び会議の議事録は、会議終了後速やかに法務省ホームページで公表する。ただし、座長は、会議を非公開とした場合の資料及び議事録を公表しないことができる。その他、座長は、必要があると認めるときは、会議に諮って資料を公表しないことができる。
- 7 オブザーバーは、座長の許可を得て発言することができる。
- 8 その他、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って決める。